

# 「臥牝牛快食倶楽部 SOCIEDAD GASTRONOMICA」会則

## 【名 称】

1. この会の名称は、臥牝牛快食倶楽部 SOCIEDAD GASTRONOMICA（以下「ソシエダ」という）とする。スペインのバスク地方に存在する「Sociedad」いわゆる男達だけの快食倶楽部に共感し、食に対して興味を持ち、道南の風土にこよなく染まることのできるプライドのある同好の士が集まる倶楽部である。

## 【目 的】

1. 道南函館には、臥牛山をはじめとする自然環境、津軽海峡の幸や農産物、更に古き良き時を経てきた数々の魅力的な歴史的財産があります。そして、これらの財産を育て守ってゆくには多くの努力が必要です。次の世代の若者たちに残していく遺産的な財産の中には、「物」だけではなく「精神」も含まれており、行動することで自身に変化することを長い人生で学んできた男達により歴史的財産である通称「港の庵」を広範囲な目的で活用しつつ次世代に継承することと、道南の風土に根ざした食材を基本に会員同士で調理し料理を堪能し相互の親睦を深めことを目的とする。

## 【会 員】

1. ソシエダの会員は、正会員と賛女会員とする。
2. 正会員は、食に対して興味を持ち、道南の風土をこよなく愛し、その風土に染まることのできるプライドのある自称40歳以上の男達とし、正会員は「ソシオ」と言いソシエダを運営する。
3. 賛女会員は、正会員と同様にソシエダの趣旨に心から賛同する女性会員で、「ソシア」と呼ぶ。賛女会員は、臥牝牛快食倶楽部主催の美食会に年1回招待される。その際には、着飾り日常を忘れ美食の快楽に身を任せ、食事に関する一切の責務を負う事は無い。
4. 会員の権利は、これを譲渡する事は出来ない。
5. ソシエダには、政治家及び宗教家の入会、これを認めない。
6. 入会は、正会員2名以上の推薦と代表の承認を必要とする。
7. ソシエダの威厳を失墜させた会員は、これを除名処分等にすることが出来る。

## 【活動内容】

1. 会員には、ソシオ、ソシアとして「港の庵」の利用を積極的に行い、自由と平和を思い、夢を語り合うこと、いたわりの心持つこと、お互いに尊ぶこと、料理し食すること、酒を飲みかわすこと、人生を謳歌することが推奨される。つまり会員は「紳士協定」の振る舞いが尊ばれる者であることに基づいた活動を行うこと。
2. ソシエダ会員の集う場では、政治の話、宗教の話、泥酔すること、暴力、暴言、モバイルの利用、賭博、無礼な振る舞い、侮辱、個人趣味の強要などは、これを禁止する。  
会員は、お互い「さん」付けで呼び合い、社長、先生等は使わない。飲み物代は自己申告で払うこと。

## 【運営・事務】

1. ソシエダの活動拠点を通称「港の庵」に置き、この建物の維持管理、活用をはかる。
2. 会員の施設利用は、その旨を別に定める連絡運営係に連絡して決めるものとする。
3. 会員以外の者が利用する場合は、会員利用を優先し、別に定める会場使用料をその都度支払う。
4. ソシエダの運営に係る活動費、「港の庵」の設備の維持管理費、消耗品等は、月会費、年会費、その他の収入を持って充てる。
5. ソシエダに事務部門を置き、会計担当、連絡運営担当、施設管理担当、広報告知担当、事務業務担当、ML保守担当、建築監理担当をそれぞれ設け、役員の推薦により会員等から選出する。

#### 【役 員】

1. ソシエダには、次の役員を置く  
イ、代 表 1名  
ロ、副代表 3名以内  
ハ、監 事 1名
2. 役員は、正会員の中から選任する。相互に兼ねることは出来ない。
3. 役員は総会で選出し、代表はソシエダを総括し代表する。副代表は代表を補佐し、監事は会計を監査し総会で報告する。
4. 役員は総会で選出し、その任期は1年とし再任は妨げない。

#### 【会費・入会金】

1. 正会員の月会費は1万円とし、毎月20日までに指定口座に振り込むこと。入会金は10万円とするが、2018年7月15日以降の入会者からは徴収しない。
2. 賛女会員の会費は、年額1万2千円とし、指定口座に会計年度最初の月末までに振り込むこと。
3. 月会費及び年会費は、ソシエダのイベントや家賃、光熱水費等の維持管理費のほかにソシエダの活動の必要経費に充てる。

#### 【会計・総会・監査】

1. ソシエダの会計・活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
2. 総会は、ソシエダの活動年度終了後速やかに開催する。
4. 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。
5. 総会に提出する年度活動報告書及び収支決算書は、監事による監査を受けなければならない。
6. 年度活動計画及び収支予算と年度活動報告書及び収支決算書は、総会にて審議されなければならない。

#### 【その他】

1. この会則に定めない事項は、総会において定める。

#### 【附 則】

1. この会は、2015年（平成27年）4月に設立された。
2. この会則は、2018年7月15日から施行する。